

(入札の公告)

北海道告示第11264号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年8月8日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

令和6年度（2024年度）北海道宗谷合同庁舎ソーラー発電システム等一式設置工事実施設計委託業務

(2) 契約の目的の仕様等

入札説明書による

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年10月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道告示第11263号に規定する令和6年度（2024年度）北海道宗谷合同庁舎ソーラー発電システム等一式設置工事実施設計委託業務

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年8月8日から令和6年8月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日8時45分から17時00分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 書類の提出先 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課

(2) 審査を行った時は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階 札幌道税事務所会議室

(2) 入札日時 令和6年9月5日（木）10時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認められる時は、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。）第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否 要

12 設置場所の現地確認等

設置場所の現況確認等のため質問事項がある場合には、令和 6 年 8 月 19 日 17 時 00 分までに、13 の（4）の契約に関する事務を担当する組織まで提出すること（様式任意）。

13 その他

- (1) 無効入札
開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 最低制限価格
地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定による最低制限価格を設定する。
- (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるかを免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てる。）。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名称 北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課
イ 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
ウ 電話番号 011-204-5197
- (5) 前金払
契約金額の 3 割に相当する額以内とする
- (6) 概算払
概算払はしない。
- (7) 部分払
部分払はしない。
- (8) 入札の執行
初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
- (9) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (10) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (11) 債権譲渡の取扱い
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合におい

て、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(12) 業務費内訳書

ア この入札は、初度の入札執行時に業務費内訳書の提出を求める案件である。

イ 業務費内訳書については、見積用参考資料により示す業務費内訳書様式の項目に対応する金額を記載すること。

ウ 業務費内訳書は、封書の上、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出すること。

エ 業務費内訳書の提出のない場合又は業務費内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効とする。無効となった場合は、再度入札に参加できない。

オ 一度提出した業務費内訳書は入札書と同様、書換え、引換え又は撤回が認められないので、留意すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。